

序章 推進方策の策定に当たって

1 策定の趣旨等について

近年、経済のグローバル化はますます進展し、物や財やサービスが国境を越えて盛んに取引されるようになり、国内においても物流の効率化と情報化の進展などにより、商品やサービスについての情報や選択の機会が増え、国内外で競争が激化している。

また、様々な製品の高機能化、高性能化が進む中、さらなる技術革新の加速により、先進的な技術で市場で優位にある製品が、その後の技術の進歩によって優位性が失われ、技術が一般化（コモディディ化）するスピードも速まり、技術開発の面でも競争は激化している。

さらに、物やサービスに対する消費者の要求は多様化し、他と差別化できる魅力や特色が不可欠となりつつあり、品質面だけでなく、イメージ、ブランドでアピールしていく商品企画・販売戦略も重要になってきている。

このような厳しい競争の時代にあって、本県産業が勝ち残り、企業・生産者の業績を最大限に向上させていくためには、独自の技術や付加価値を持った商品やサービスの開発が不可欠であり、それを知的財産として戦略的に保護・活用していくことが、極めて重要な課題である。

本方策では、国や大学、企業、支援団体等との連携と役割分担を踏まえ、本県産業が知的財産を戦略的に活用しつつ、持続的な成長を遂げていくため、短期的（2～3年）に取り組むべき方策について定めたものである。

2 推進方策の位置付け

本方策は、県政運営の基本的な指針として平成19年3月に策定された「宮城の将来ビジョン」の個別計画として位置付けられるもので、「宮城の将来ビジョン」に掲げられた県政運営の理念「富県共創！活力と安らぎの邦づくり」の実現に向け、本県の産業振興を推進していく上での、知的財産の創造・保護・活用の各ステージにおける推進の方策を示すものである。

3 推進方策の推進の基本的な考え方

本方策の策定に当たってはその位置付けも踏まえ、特に以下の考え方により推進していくこととする。

- (1) 中小企業や生産者における知的財産を戦略的に活用した事業の推進のために、知的財産に関する専門家や経験者の知恵と経験の活用を図る。
- (2) 中小企業や生産者のための現行の支援制度や、今ある地域の資源を最大限活用する。
- (3) 知的財産に関連する課題は中小企業や生産者にとって多種多様であり、それぞれの局面に対応した支援を行い、事業の推進を強力に支援する。
- (4) 知的財産はそれ自体が目的ではなく、事業創出・強化のためのツールなので、中小企業や生産者に対する支援施策や事業の効果的推進の中で、その活用、事業化支援を進める。
- (5) 地域資源の最大限の活用、支援策の効果的運用のため、また、県行政全般の推進に当たり、知的財産の効果的活用を行いうるよう、知的財産に関する職員の知識向上と、活用能力の向上を図る。
- (6) 庁内の推進体制を明確化するとともに、内外の様々な知的財産関連機関との連携とネットワーク化により支援体制の強化と効率化を図る。